

# 東京都帰宅困難者対策条例

東京都総合防災部

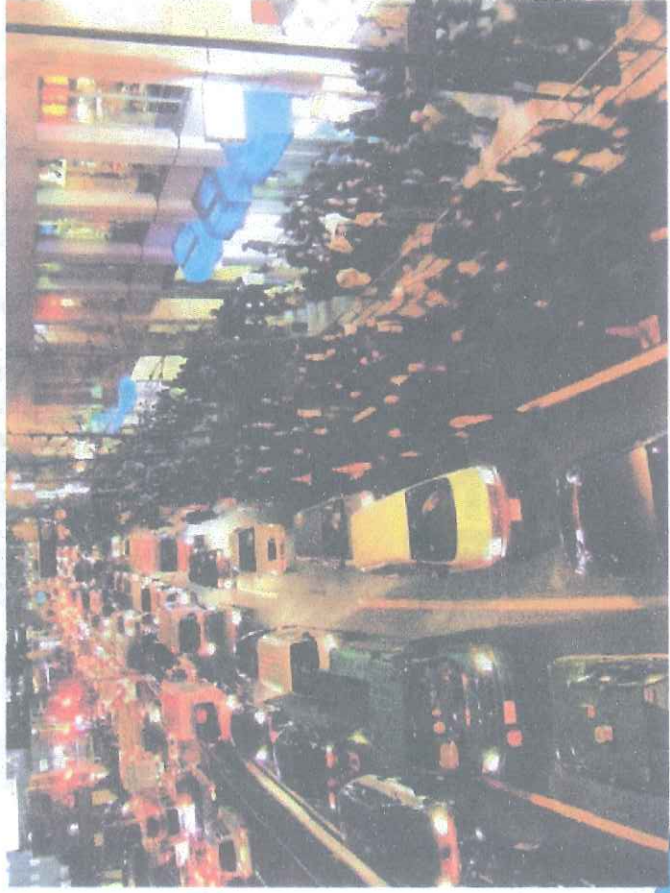
911040000

# 3.11の状況

## ▶ 動画

## 3. 11の状況

首都圏で約515万人、都内で約352万人  
の帰宅困難者が発生(内閣府推計)



3. 11当日の品川駅付近の道路



3. 11当日の都庁の様子  
(約5,000人の帰宅困難者を受入れ)<sup>3</sup>



## 3. 11の状況

- ▶ **首都圏では鉄道の多くが運行を停止、道路は大渋滞**
- ▶ **輻輳により携帯電話がほとんど使えず、安否確認ができなかった**
- ▶ **多くの帰宅困難者が発生**
- ▶ **社会の混乱**

## 発災から72時間とは

- 災害発生から72時間は、救命救助活動に専念
- しかし、帰宅困難者が一斉に帰宅しようとする…
  - ▶ 大渋滞により救急車などが到着できず、救命救助活動の障害に
  - ▶ 帰宅困難者が二次災害に遭う危険

### <3.11の教訓>

大規模地震発生の際は、むやみに移動を開始せず、職場や安全な場所に留まることが重要



# 発災から72時間とは



【発災72時間】あすへの備え

## 帰宅困難者、家路急ぐな

強い地震で首都圏の住宅が倒壊し、帰宅困難者が増える。首都圏の帰宅困難者は、地震発生後、約100万人に達する。帰宅困難者が増えるのは、地震発生後、約100万人に達する。帰宅困難者が増えるのは、地震発生後、約100万人に達する。

帰宅困難対策、主要駅27有 目安50駅調査、外部警備促す (2011.03.11)

【1】帰宅困難者、帰宅する人 【2】帰宅困難者で帰宅困難 【3】帰宅困難者で帰宅困難者 【4】帰宅困難者で帰宅困難者

## 【1】混乱する街、殺到する人



## 東京の歩行者混雑度(想定)

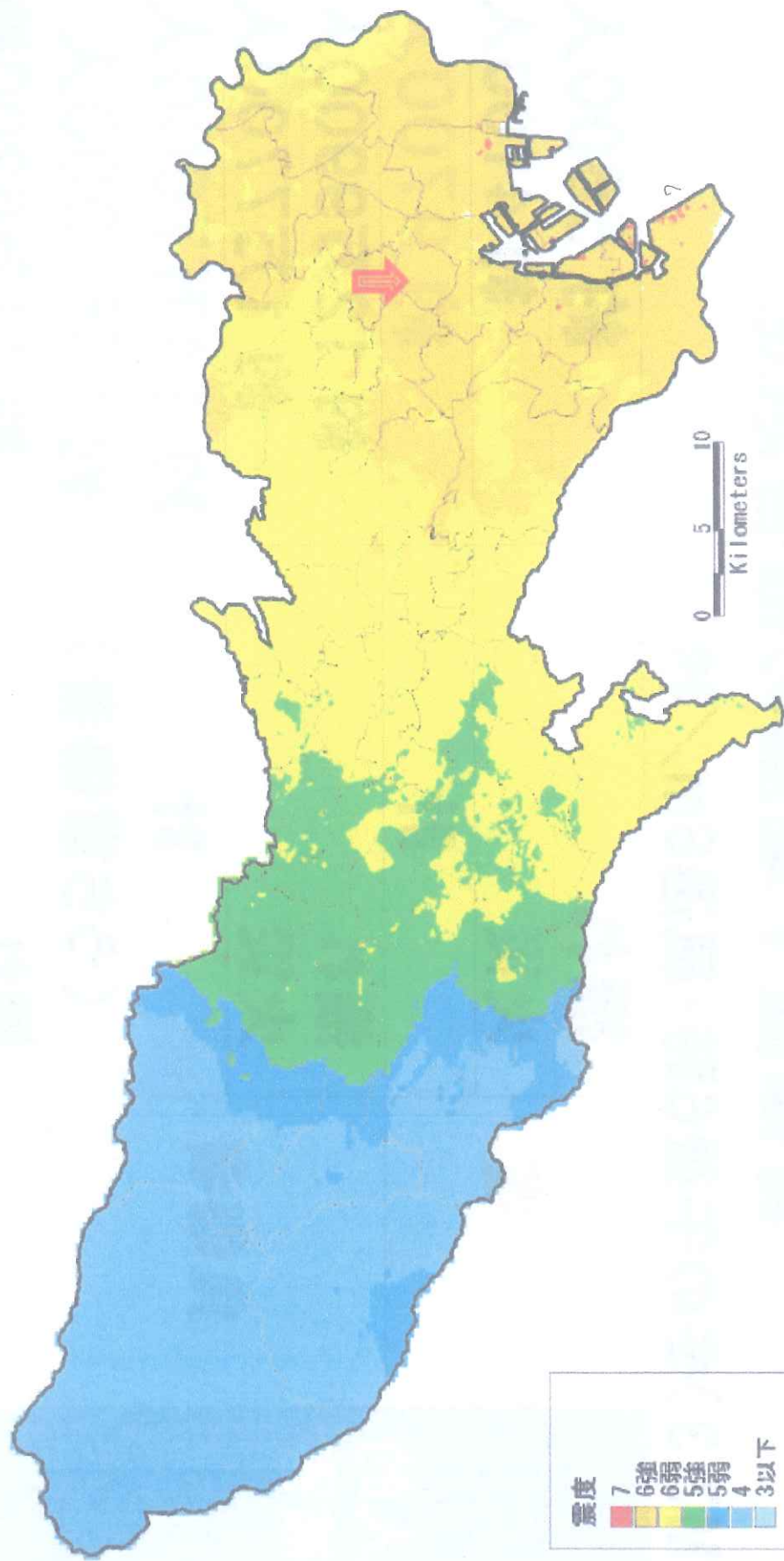
正午に首都圏直下地震が発生し、一斉に帰宅を開始した場合

【1】1時間10分以内帰宅10分以内

(出典)朝日新聞DIGITAL  
特集ページ【帰宅困難者】家路急ぐな

# 首都直下地震の被害想定

東京湾北部地震(M7.3)における震度分布図





# 首都直下地震の被害想定

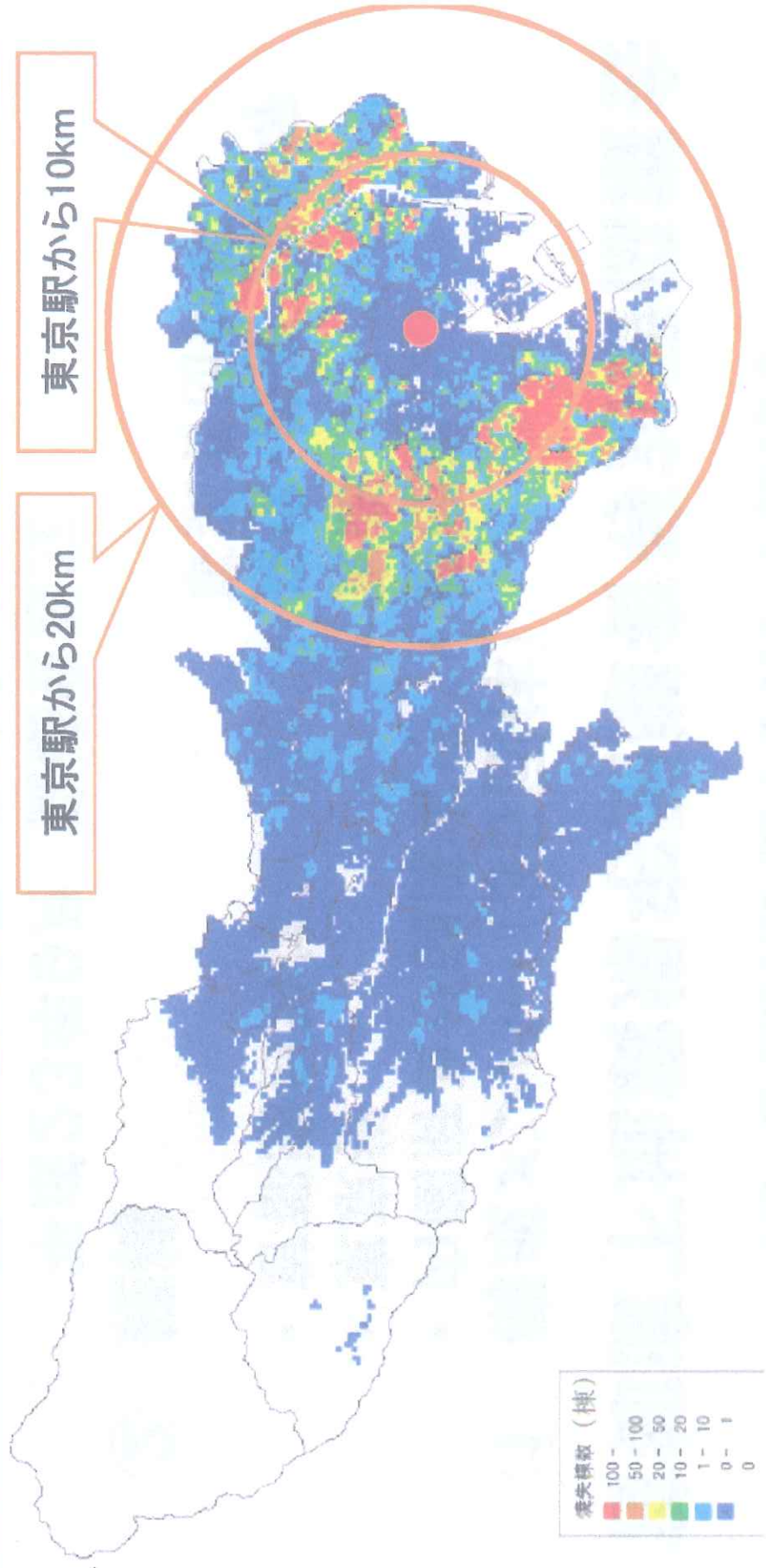
(M7.3)冬の午後6時・風速8m/秒

人的被害	死者	揺れ 火災	約 5600人 約 4100人 <b>約 9700人</b>
	負傷者	揺れ 火災	約 12万9900人 約 1万7700人
		計 (うち重傷者)	約 14万7600人 (約 2万1900人)
物的被害	建物被害	揺れ 火災	約 11万6200棟 約 18万8100棟 <b>約 30万4300棟</b>
		計	約 339万人
	避難者の発生 帰宅困難者		



# 首都直下地震の被害想定

東京湾北部地震 (M7.3) における焼失棟数分布 (冬18時・風速8m/s)



(250mメッシュ)

# 帰宅困難者対策の検討

## 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

- ① 構成メンバー(35団体)
  - ・ 内閣府及び関係省庁
  - ・ 経団連
  - ・ 東京都
  - ・ 首都圏自治体
  - ・ 通信・鉄道・放送等事業者団体等
- ② 経緯
  - 平成23年9月 協議会設立
  - 平成24年9月 最終報告
- ③ 後継組織の連絡調整会議で残った課題の検討等



# 東京都帰宅困難者対策条例

## ◆ 施行

平成25年4月1日施行

## ◆ 主な内容

1. 一斉帰宅抑制

2. 安否確認手段の周知

3. 一時滞在施設の確保

4. 帰宅支援

事業者の責務

公の責務

# 東京都帰宅困難者対策条例

## 1. 一斉帰宅抑制 <事業者の責務>

### ① 従業員の3日分の備蓄

- 従業員の安全確保のため事業所内に留めるために、3日分の水、食料毛布等の備蓄

➤ 都では、事業者に対して、来社中の顧客など外部の帰宅困難者のために、10%程度の量を余分に備蓄するよう呼びかけています。



# 備蓄の目安

区分	備蓄量(一人あたり)	例
水*	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 1日3リットル、計9リットル</li> <li>➤ 1日3食、計9食</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペットボトル入り飲料水</li> <li>・ アルファ化米</li> <li>・ クラッカー</li> <li>・ 乾パン</li> <li>・ カップ麺</li> </ul>
主食*		
毛布	➤ 1枚	・ 毛布やそれに類する保温シート
その他 品目	➤ 物資ごとに必要量を算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易トイレ</li> <li>・ 衛生用品(トイレットペーパー等)</li> <li>・ 敷物(ビニールシート等)</li> <li>・ 携帯ラジオ</li> <li>・ 懐中電灯</li> <li>・ 乾電池</li> <li>・ 救急医療薬品類</li> </ul>

∴ 水や食料の選択に当たっては、**賞味期限**に留意する必要がある。

# 東京都帰宅困難者対策条例

## 1. 一斉帰宅抑制 <事業者の責務>

### ② 施設の安全確保

- 従業員が事業所内に安全に待機できるよう
  - 建物の耐震化
  - オフィス家具の転倒・落下・移動防止
  - ガラスの飛散防止 等

万全な対策をお願いします。



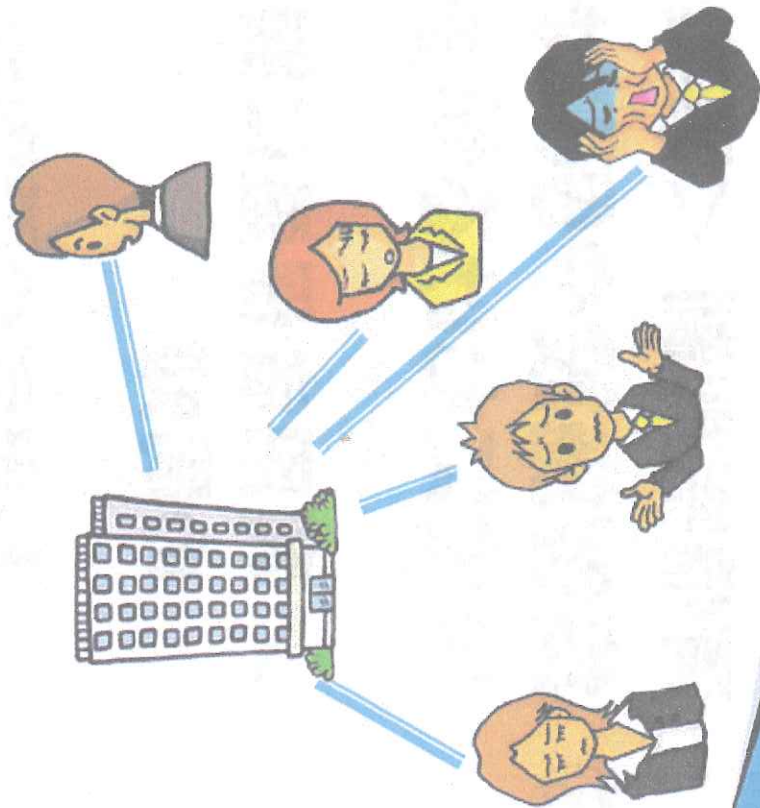
# 東京都帰宅困難者対策条例

1. 一斉帰宅抑制 <事業者の責務>
  - ③ 集客施設や駅における利用者保護・  
学校における学生等安全確保
    - 利用者保護に関する計画策定と従業員への周知
    - 利用者の誘導などの手段
    - 災害時要配慮者への対応

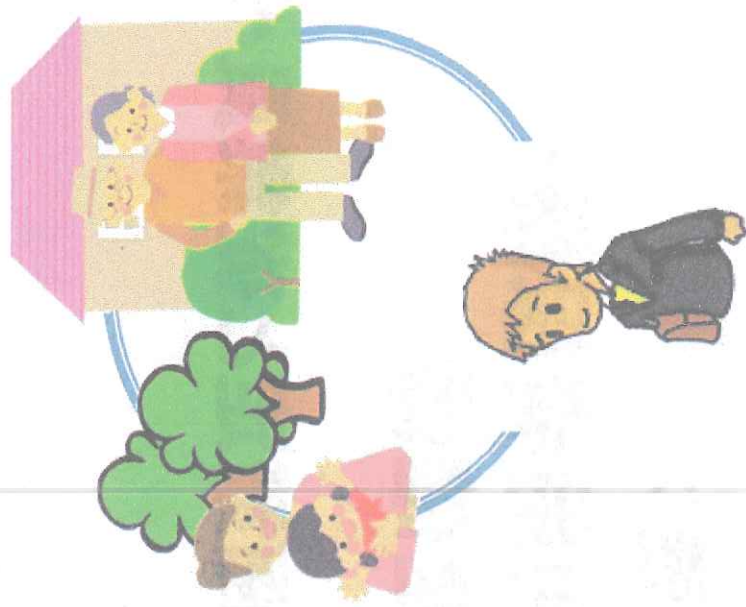
# 東京都帰宅困難者対策条例

## 2. 安否確認手段の周知 <事業者の責務>

### 事業者と従業員間



### 従業員と家族





# 東京都帰宅困難者対策条例

## 2. 安否確認手段の周知 <事業者の責務> 災害用伝言サービス

### ○災害用伝言サービス

携帯電話から安否情報を登録・確認できます。(スマートフォンでも可)

**1 氏名(姓)を選択**  
10件まで登録  
できます。



**2 性別を選択**  
任意で100文字  
以内のコメント  
を入力した後  
登録を押します。



**3 登録完了**  
指定したアドレス  
に登録内容を通知  
する場合は、通知  
を押します。



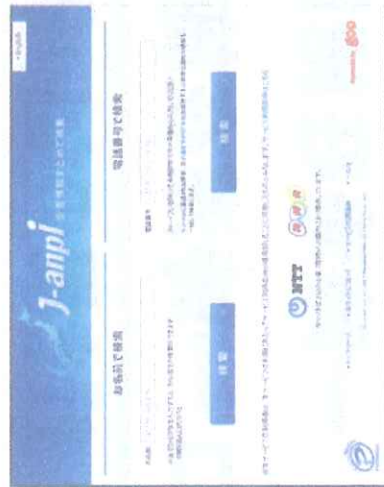
九都県市で使い方を説明  
したリーフレットを配布  
しています。



## 安否情報の一括検索

### ○安否情報まとめて検索「J-anpi」(<http://anpi.jp/top>)

「電話番号」または「氏名」を入力することで、各社の災害用伝言板および報道機関、企業・団体が提供する安否情報を対象に一括で検索し、結果をまとめて確認することができます。



# 東京都帰宅困難者対策条例

## 3. 一時滞在施設の確保

□ 一時滞在施設とは…

**行き場のない帰宅困難者を原則3日間受け入れる施設**

- 施設の安全を確認後、行き場のない帰宅困難者を受け入れ
- 水、食料、ブランケットなどの支援物資を配布
- トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を実施
- 周辺地域や道路の被害状況、鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を実施

▶ 都立施設200か所、約7万人分の一時滞在施設を確保

**一時滞在施設へのご協力をお願いします！**



# 東京都帰宅困難者対策条例

## 3. 一時滞在施設の確保

### 口都の支援策

**行き場のない帰宅困難者(約92万人)を受け入れる一時滞在施設の整備を促進**

- **帰宅困難者を受け入れる施設に対して備蓄費用を補助**
- **防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免**
- **発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度創設を国に要求**
- **一時滞在施設開設アドバイザーによる運営支援**
- **首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議による関係機関との協議の継続**

## 東京都帰宅困難者対策条例

### 3. 一時滞在施設の確保

- もし帰宅困難者となったら・・・

- 一時滞在施設は「共助」の取り組みです
- 施設の管理者の指示に従ってください
- 施設の運営に協力してください



# 東京都帰宅困難者対策条例

## 4. 帰宅支援

### □ 帰宅支援ステーションの充実

- 都内に9,752店舗（平成25年10月8日現在）

- サービス内容

- 水道水、トイレの提供
- 地図等による道路情報の提供
- ラジオ等で知り得た通行可能な道路情報の提供など



徒歩帰宅訓練の様子

（平成24年2月3日 帰宅困難者対策訓練）

### □ 災害時要配慮者の搬送

- 障害者や高齢者、妊婦の方等を対象に今後、搬送マニュアルを策定

# 東京都帰宅困難者対策条例

## ▶ 動画



# 問い合わせ先一覧

問い合わせ内容	担当部門	連絡先・URL
都の帰宅困難者対策全般 (条例、実施計画等)	東京都総務局総合防災部防災管理課	03-5388-2485
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会に関すること (各種ガイドライン等)	東京都総務局総合防災部防災管理課	03-5388-2485
事業所防災計画	東京消防庁予防部防火管理課	03-3212-2111 (代表)
家具類の転倒・落下・移動防止対策	東京消防庁防災部震災対策課	03-3212-2111 (代表)
ヘルプカード	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課	03-5320-4144
一時滞在施設の協定	東京都総務局総合防災部防災管理課 (内容をお聞きした上で、関係の区市町村の防災担当部門をご紹介いたします。)	03-5388-2529
東京都駐車場条例	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課	03-5321-1111 内線30-630

